

尾三消防組合議会議事録 令和3年3月定例会

議 長	書記長	書 記
		

招集場所	尾三消防本部庁舎 3 階議場		書記長	廣瀬 敏文
会 期	自 令和 3 年 3 月 25 日 至 令和 3 年 3 月 25 日		1 日間	
出席議員数	議員定数 15 名			
出席議員	1 番 議 員	加 藤 啓 二	2 番 議 員	門 原 武 志
	3 番 議 員	比 嘉 浩 二	4 番 議 員	加 藤 孝 久
	5 番 議 員	福 安 金 之 助	6 番 議 員	渡 邊 郁 夫
	7 番 議 員	一 色 美 智 子	8 番 議 員	近 藤 郁 子
	9 番 議 員	ふ じ え 真 理 子	10 番 議 員	岡 崎 つ よ し
	11 番 議 員	な か じ ま 和 代	12 番 議 員	山 田 け ん た ろ う
	13 番 議 員	大 橋 ゆ う す け	14 番 議 員	山 根 み ち よ
	15 番 議 員	武 田 治 敏		
欠席議員	なし			
説明のために出席 した者の職・氏名	管 理 者	井 俣 憲 治	副 管 理 者	小 野 田 賢 治
	副 管 理 者	小 浮 正 典	副 管 理 者	吉 田 一 平
	副 管 理 者	近 藤 裕 貴	事 務 局 長	島 田 茂 樹
	消 防 長	伊 豆 原 正 人	次 長 兼 予 防 課 長	山 田 孝 明
	次 長 兼 消 防 課 長	酒 井 雄 二	次 長 兼 指 令 課 長	宮 家 美 博
	次 長 兼 日 進 消 防 署 長	村 瀬 元 康	会 計 管 理 者	近 藤 秀 美
	総 務 課 長	近 藤 恒 明	総 務 課 専 門 監	村 瀬 昭 二
	特 別 消 防 隊 長	高 橋 雄 介		
職務のため出席した 総務課職員の 職・氏名	総 務 課 主 幹	川 上 良 樹	総 務 課 課 長 補 佐	浅 井 紳 一 郎
	総 務 課 課 長 補 佐	高 村 篤 志		
職務のために出席 した者の職・氏名	書 記 長	廣 瀬 敏 文		
	書 記	白 木 誠		
会議録署名議員	3 番 議 員	比 嘉 浩 二	4 番 議 員	加 藤 孝 久

会 議 に 付 し た 議 案 及 び 審 議 結 果

議 案 番 号	議 案 名	結 果
議案第 1 号	尾三消防組合特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例	原 案 可 決
議案第 2 号	尾三消防組合証人等の実費弁償に関する条例の一部を改正する条例	原 案 可 決
議案第 3 号	尾三消防組合職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例	原 案 可 決
議案第 4 号	尾三消防組合火災予防条例の一部を改正する条例	原 案 可 決
議案第 5 号	令和 2 年度尾三消防組合一般会計補正予算（第 3 号）	原 案 可 決
議案第 6 号	令和 3 年度尾三消防組合一般会計予算	原 案 可 決

令和３年３月定例会議事録

下記議案議決のため、令和３年３月２５日午前１０時から尾三消防組合議会定例会が尾三消防本部庁舎３階議場に招集された。

議事日程

- | | |
|-------|---|
| 日程第１ | 議会運営委員会委員長報告 |
| 日程第２ | 管理者あいさつ |
| 日程第３ | 会議録署名議員の指名 |
| 日程第４ | 会期の決定 |
| 日程第５ | 一般質問 |
| 日程第６ | 報告第１号
専決処分事項の報告について |
| 日程第７ | 議案第１号
尾三消防組合特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例 |
| 日程第８ | 議案第２号
尾三消防組合証人等の実費弁償に関する条例の一部を改正する条例 |
| 日程第９ | 議案第３号
尾三消防組合職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例 |
| 日程第１０ | 議案第４号
尾三消防組合火災予防条例の一部を改正する条例 |
| 日程第１１ | 議案第５号
令和２年度尾三消防組合一般会計補正予算（第３号） |
| 日程第１２ | 議案第６号
令和３年度尾三消防組合一般会計予算 |

日程第13 管理者あいさつ

出席議員（15名）

1 番 議 員	加 藤 啓 二 議 員	2 番 議 員	門 原 武 志 議 員
3 番 議 員	比 嘉 浩 二 議 員	4 番 議 員	加 藤 孝 久 議 員
5 番 議 員	福 安 金 之 助 議 員	6 番 議 員	渡 邊 郁 夫 議 員
7 番 議 員	一 色 美 智 子 議 員	8 番 議 員	近 藤 郁 子 議 員
9 番 議 員	ふ じ え 真 理 子 議 員	1 0 番 議 員	岡 崎 つ よ し 議 員
1 1 番 議 員	な か じ ま 和 代 議 員	1 2 番 議 員	山 田 け ん た ろ う 議 員
1 3 番 議 員	大 橋 ゆ う す け 議 員	1 4 番 議 員	山 根 み ち よ 議 員
1 5 番 議 員	武 田 治 敏 議 員		

説明のために出席した者の職・氏名（15人）

管 理 者	井 俣 憲 治 君	副 管 理 者	小 野 田 賢 治 君
副 管 理 者	小 浮 正 典 君	副 管 理 者	吉 田 一 平 君
副 管 理 者	近 藤 裕 貴 君	事 務 局 長	島 田 茂 樹 君
消 防 長	伊 豆 原 正 人 君	次 長 兼 予 防 課 長	山 田 孝 明 君
次 長 兼 消 防 課 長	酒 井 雄 二 君	次 長 兼 指 令 課 長	宮 家 美 博 君
次 長 兼 日 進 消 防 署 長	村 瀬 元 康 君	会 計 管 理 者	近 藤 秀 美 君
総 務 課 長	近 藤 恒 明 君	総 務 課 専 門 監	村 瀬 昭 二 君
特 別 消 防 隊 長	高 橋 雄 介 君		

職務のために出席した総務課職員の職・氏名（3名）

総 務 課 主 幹	川 上 良 樹 君
総 務 課 課 長 補 佐	浅 井 紳 一 郎 君
総 務 課 課 長 補 佐	高 村 篤 志 君

職務のため出席した者の職・氏名（2名）

書 記 長	廣 瀬 敏 文 君
書 記	白 木 誠 君

◎議 長（武田治敏）

令和３年３月尾三消防組合議会定例会を開会するにあたり、一言ごあいさつを申し上げます。議員各位におかれましては、公私とも極めてご多用のところ、ご出席を賜り誠にありがとうございます。本定例会に提出されておりますのは、専決処分事項の報告が１件の他、議案として条例の一部改正が４議案、また令和２年度尾三消防組合一般会計補正予算（第３号）と、令和３年度尾三消防組合一般会計予算の計６議案です。議員の皆さまには、慎重なご審議を賜り、議事運営に格別なご協力をお願い申し上げます。開会のごあいさつとさせていただきます。

（午前１０時開会）

◎議 長（武田治敏）

現在の出席議員数は１５名です。よって、令和３年３月尾三消防組合議会定例会は成立しております。これより、本日の会議を開きます。本日の議事日程は、お手元に配布した日程表のとおりです。

日程に先立ち、この際、諸般の報告をします。監査委員より、令和２年１１月分から令和３年１月分までの例月出納検査の結果報告と、令和２年度定例監査の結果報告がありましたので、その写しをお手元に配布しました。

それでは、これより本日の日程に入ります。

日程第１、議会運営委員会委員長報告。議会運営委員会委員長、５番、福安金之助議員。

◇議会運営委員会委員長（福安金之助）

５番 福安金之助。

本日、委員５名と管理者をはじめ、議長及び副議長、関係職員の出席のもと、議会運営委員会を開催し、本定例会について協議しましたので、その結果をご報告申し上げます。

定例会の会期は、本日、令和３年３月２５日、１日とすること。また、会議録署名議員は議長から指名することとしました。一般質問につきましては、２名の議員より通告がありましたので、その取扱いを確認し、申し合わせ事項のとおり、質問時間は１５分以内で、質問回数は制限ないもの、関連質問は認めないものとししました。提出議案につきましては、提案説明の後、質疑、討論、採決の順に行うこととしました。議案質疑につきましては、１名の議員より通告がありましたので、その取扱いを確認し、申し合わせ事項のとおり、同一議案については、質疑時間は１５分以内とし、質疑回数は制限ないもの、関連質疑は認めないものとししました。

報告は以上でございます。

◎議 長（武田治敏）

ありがとうございました。

日程第２、管理者あいさつ。

井俣憲治管理者。

○管理者（井俣憲治）

開会にあたり、一言ごあいさつ申し上げます。本日ここに、令和3年3月尾三消防組合議会定例会を招集しましたところ、議員各位並びに関係諸氏には、公私ともご多用の中ご参集を賜り、心から厚くお礼を申し上げます。

さて、本日、定例会に提出させていただきます議案は、条例の一部改正が4議案、また、令和2年度尾三消防組合一般会計補正予算（第3号）と、令和3年度尾三消防組合一般会計予算の計6議案でございます。どうか慎重にご審議を賜りまして、原案のとおりご議決賜りますようお願い申し上げ、開会のごあいさつとさせていただきます。よろしくお願いいたします。

◎議 長（武田治敏）

ありがとうございました。

日程第3、会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員には、尾三消防組合議会の会議に関する規則第53条の規定に基づき、3番、比嘉浩二議員、4番、加藤孝久議員、以上お二人を指名します。

◎議 長（武田治敏）

日程第4、会期の決定を議題とします。

お諮りします。

本定例会の会期は本日1日としたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

◇各議員

異議なし。

◎議 長（武田治敏）

異議なしと認めます。

よって、本定例会の会期は、本日1日と決定しました。

◎議 長（武田治敏）

日程第5、一般質問を行います。

議会運営に関する申し合わせ事項により、質問時間は15分以内とし、質問回数は制限ないものとします。また、関連質問は認めないこととします。

それでは、通告受付順により発言を許します。

9番、ふじえ真理子議員。

◇ふじえ真理子議員

はい。議長のご指名がありましたので、一般質問を始めさせていただきます。

環境省の調査結果によりますと、2010 年以降、製造や輸入が禁止となっている、発がん性が疑われる、有機フッ素化合物の一種 P F O S を含みます泡消火薬剤が、まだ全国にはたくさん残っているというような結果が出ておりました。当組合管内での備蓄及び取り替えについて、お聞きしたいと思います。(1)、管内の各消防署での備蓄状況はどのようになっていますでしょうか。

◎議 長（武田治敏）

ただ今の、ふじえ真理子議員の質問に対する答弁者。

伊豆原消防長。

○消防長（伊豆原正人）

消防長、伊豆原。

消防機関が保有する P F O S を含有する泡消火薬剤の更新等につきましては、令和 2 年 6 月 1 日付け、消防消第 164 号の消防庁通知により、消防組織法第 37 条の規定に基づく助言として発出されました。その中で、更新計画にあっては、令和 4 年度末までに現在保有している P F O S 等含有泡消火薬剤をすべて廃棄すること。また、廃棄する場合は廃棄物の処理及び清掃に関する法律に従い、適切に処理することとされています。

当消防本部では、現在、P F O S を含有する泡消火薬剤 1,480 リットルを東郷消防署で一括保管しております。本定例会に上程しています、令和 3 年度尾三消防組合一般会計予算におきまして、全容量を廃棄するための委託料を計上し、来年度早々に廃棄する計画としております。

なお、P F O S を含有する泡消火薬剤につきましては、災害現場での使用について禁止されているものではありません。しかしながら、P F O S を含有しない泡消火薬剤の整備を計画的に進めたことにより一定の備蓄量に達したことや、使用した場合における影響等を考慮しまして、現在は災害現場において使用しないこととしています。以上でございます。

◎議 長（武田治敏）

9 番、ふじえ真理子議員。

◇ふじえ真理子議員

質問の(2)です。各自治体が所有する施設、また民間事業者施設のうち、泡消火薬剤を設置しているのは何カ所ありますでしょうか。

◎議 長（武田治敏）

伊豆原消防長。

○消防長(伊豆原正人)

施設によっては泡消火設備を複数設置しているところもありますので、延べ設置数でお答えします。自治体での所有は尾三消防本部を含めまして6カ所、民間事業者施設におきましては151カ所でございます。また、設置されている泡消火薬剤の種類につきましては、報告義務がございませんので、各施設のP F O S含有消火薬剤の備蓄及び取り換え状況の調査は困難でございます。以上でございます。

◎議 長(武田治敏)

9番、ふじえ真理子議員。

◇ふじえ真理子議員

自治体での所有は尾三消防本部を含めまして6カ所というお答えでしたが、この6カ所を把握されていたらお願いいたします。また、民間事業者の方は数が多いですけれども、どういったところにあるのかわかればお願いいたします。

◎議 長(武田治敏)

山田次長兼予防課長。

○次長兼予防課長(山田孝明)

次長兼予防課長、山田。

自治体で設置していますのは、当消防本部をはじめ、豊明市の前後駅南地下駐車場、日進市スポーツセンター、長久手市の中央図書館と文化の家、愛知警察署となります。その他に設置している所は、主に危険物施設や駐車場を保有している施設が泡消火設備を設置しております。以上でございます。

◎議 長(武田治敏)

9番、ふじえ真理子議員。

◇ふじえ真理子議員

自治体の所有の方を6カ所あげていただきました。泡消火薬剤もいろんな種類があるかと思いますが、その中でこのP F O Sを含んでいるものかどうかということ、点検について、民間の方ではたくさんある訳ですが、そのあたりの把握というのはできているのでしょうか。

◎議 長(武田治敏)

山田次長兼予防課長。

○次長兼予防課長(山田孝明)

各施設に設置されている泡消火設備の点検で、消防への報告が義務付けられてい

る消防用設備等点検結果報告書には、消火薬剤の商品名及び品番の記載がありませんので、P F O Sを含有しているか否か把握することはできません。以上です。

◎議 長（武田治敏）

9 番、ふじえ真理子議員。

◇ふじえ真理子議員

泡消火薬剤の種類までの報告義務は無いということで、備蓄されているのかとか、取り替え状況の把握は難しいとのことですが、こういった消防の設備点検の報告書は消防署に届けられると思うのですが、その届出をするときや民間事業者施設へ訪問する機会があるときに、P F O Sがまだ残っているのかどうかとか、残っていれば取り替えを進めることへの啓発や指導を提案したいと思いますが、お考えをお聞かせください。

◎議 長（武田治敏）

山田次長兼予防課長。

○次長兼予防課長（山田孝明）

平成 22 年 4 月 1 日以降は、P F O Sを含有しています消火薬剤は販売されておりませんので、それ以前に設置されたものについて届出がありましたら、そのように啓発していきたいと考えております。以上でございます。

◎議 長（武田治敏）

9 番、ふじえ真理子議員。

◇ふじえ真理子議員

では、啓発をお願いしたいと思います。

質問事項の大きな 2 番目です。コロナ禍における医療機関への救急搬送についてお聞きします。総務省の消防庁では、医療機関への受け入れ照会が 4 回以上、また搬送先が決まるまで 30 分以上現場で待機に該当するケースを搬送困難と定義していますが、このコロナ禍で医療機関への救急搬送が管内で困難となった事例はこれまでにありましたでしょうか。

◎議 長（武田治敏）

伊豆原消防長。

○消防長（伊豆原正人）

消防長、伊豆原。

現在まで、医療機関への収容が困難であった事案につきましてはございません。

しかし、現場到着から医療機関に収容するまでの平均時間を調査しましたところ、令和元年中が 25.3 分、令和 2 年中が 26.3 分で、新型コロナウイルス感染症の感染拡大が繰り返された令和 2 年中の方が 1 分間、長くなっております。

当消防本部で、本日までに新型コロナウイルスの感染者を取り扱った件数は、43 件でございます。昨年の 12 月が 11 件、愛知県に緊急事態宣言が発令されました今年 1 月が 13 件で最も多く、2 月は 4 件となっており減少傾向になっております。また、3 月に入りましても比較的落ち着いた状況となっておりますが、今後も引き続き感染防止対策を徹底してまいります。以上です。

◎議 長（武田治敏）

9 番、ふじえ真理子議員。

◇ふじえ真理子議員

3 月 21 日をもって愛知県の方は嚴重警戒宣言が解除されました。一時は医療機関の病床等のひっ迫という大変な状況がありましたが、今は落ち着き始めているかなと思います。お聞きしたいのですが、新型コロナウイルス感染者の搬送先の決定手順と、また県下の医療機関における病床がひっ迫した場合、こういった手順でされていくのかお願いいたします。

◎議 長（武田治敏）

酒井次長兼消防課長。

○次長兼消防課長（酒井雄二）

次長兼消防課長、酒井。

新型コロナウイルス感染症の取り扱いにつきましては、保健所の業務とされておりますが、対応が困難な場合は、保健所からの依頼を受けまして、消防が行うこととしております。消防が感染者の対応をする場合は、愛知県の調整本部が県内の新型コロナウイルス感染者対応医療機関の病床利用状況等を踏まえ搬送先を決定します。その決定に基づいて搬送の依頼がまいりますので、消防が搬送先を選定することはございません。

また、県内の対応医療機関におけます病床等のひっ迫状況につきましては県が把握するものであることから、当本部が把握することはございません。以上です。

◎議 長（武田治敏）

9 番、ふじえ真理子議員。

◇ふじえ真理子議員

コロナで無い場合は、救急車を呼ぶと救急車が来て、搬送先が決まるまでしばらく止まって、症状に応じて運ばれると思うのですが、コロナについては、県の方が

ワンクッションあって、搬送先が決まるというお答えでした。

救急救命の現場、最前線で働いてくださっている皆さんに敬意と感謝を申し上げます。通常業務に加え、コロナという大変な緊張感がまだ続きますが、これからも管内 32 万人の安心安全のためによりしくお願いいたします。

以上で私の一般質問を終わります。

◎議 長（武田治敏）

次に、2 番、門原武志議員。

◇門原武志議員

2 番、門原武志。

それでは通告書に従いまして、一般質問させていただきます。

先が見えないコロナ禍の中、感染のリスクにさらされながら、日々、救急・消防業務にあたっておられる職員の皆さんにまず敬意を表します。12 月定例会の私の一般質問に対し、職員に感染者が発生した場合には、庁舎の消毒を実施するとともに、その職員の所属する係の全員を一時的に自宅待機とすることが必要と考えていますという答弁がありました。尾三消防組合では、これまで新型コロナウイルス感染症の検査をした結果、陽性と確認された職員がいらっしゃいますが、12 月に答弁されたようにされたか伺います。

◎議 長（武田治敏）

ただ今の、門原武志議員の質問に対する答弁者。

伊豆原消防長。

○消防長（伊豆原正人）

消防長、伊豆原。

新型コロナウイルス感染症につきましては、勤務中はもとよりプライベートにおいても、感染防止対策の徹底を図ってまいりましたが、昨年の 12 月に 1 名、今年 1 月に 1 名、計 2 名の交替制勤務職員が新型コロナウイルスに感染しました。その際の対応につきましては、新型コロナウイルス感染症警戒本部における対応方針に基づき、クラスター対策を最優先とし、当該職員が所属します係の全員を自宅待機といたしました。

また、今年 1 月に発生しました事案につきましては、発熱等の症状が発生した 2 日前に勤務をしておりましたので、仮眠室を消毒いたしまして、感染した職員と仮眠室を共有していました他の係員も併せて自宅待機としております。

今回 2 名の感染者が発生した影響により自宅待機とした職員は 10 名で、感染した職員との勤務中における感染のリスクを考慮し、保健所と協議しまして、全員に PCR 検査を実施し、結果は全て陰性でありました。なお、感染確認後直ちに職員により事務室、仮眠室及びその他職員が共有する場所を重点的に消毒しました。

以上でございます。

◎議 長（武田治敏）

2 番、門原武志議員。

◇門原武志議員

まず、感染した職員とそのご家族、また自宅待機された職員とそのご家族のご苦労にお見舞い申し上げたいと思います。確認ですけれども、自宅待機とした 10 名について、保健所との協議で全員に P C R 検査を実施したということですが、保健所はその 10 名を濃厚接触者として認定したのでしょうか。

◎議 長（武田治敏）

酒井次長兼消防課長。

○次長兼消防課長（酒井雄二）

次長兼消防課長、酒井。

保健所の見解では濃厚接触者では無いということでしたが、保健所と協議いたしまして、P C R 検査を受けることとなっております。以上です。

◎議 長（武田治敏）

2 番、門原武志議員。

◇門原武志議員

濃厚接触者で無くても P C R 検査を受けさせる事例があるということのご報告を受けました。次に移ります。12 月議会では自宅待機期間について、最大 14 日間との説明でしたが、そのようにされたのか伺います。

◎議 長（武田治敏）

伊豆原消防長。

○消防長（伊豆原正人）

今回自宅待機の対象となった職員につきましては、P C R 検査の結果を踏まえた上、感染した職員の発症日及び感染者との勤務中における接触状況等を考慮し、10 日間の自宅待機といたしました。以上です。

◎議 長（武田治敏）

2 番、門原武志議員。

◇門原武志議員

12月議会では、PCR検査の必要が無いと保健所が判断した場合でも、勤務中における感染リスクを考慮し、必要と判断した際には、公費で検査を実施させるなど、柔軟に対応し、議員のいわれる消防体制の維持に努めてまいりたいとの考えを示されました。そのように対応された事例はあったのか確認します。

◎議 長（武田治敏）

伊豆原消防長。

○消防長（伊豆原正人）

現在までに、勤務中における感染のリスクを考慮し、公費によりPCR検査を受けさせた事例はございません。

◎議 長（武田治敏）

2番、門原武志議員。

◇門原武志議員

今おっしゃった公費によるというのは、尾三消防組合の予算によってということだと思います。次にまいります。10名の自宅待機者を出したということですが、その間の人員確保はどうされたか伺います。

◎議 長（武田治敏）

伊豆原消防長。

○消防長（伊豆原正人）

感染した職員の所属内で人員を確保することを原則としましたが、急きよの人員調整を余儀なくされたので、他の所属の職員と調整し、人員を確保しております。なお、人員確保に伴う勤務体制の変更はございませんでした。

◎議 長（武田治敏）

2番、門原武志議員。

◇門原武志議員

勤務体制の変更という大きな負担を伴うことは無かったということで、まずは良かったと思います。次にまいります。多くの患者と接触する救急隊員をはじめ、全職員を対象とした定期的なPCR検査を行うよう提案いたします。というのは、感染しても発症しないということが多く確認されているのが、新型コロナウイルス感染症でございます。最大14日間の自宅待機ということでしたけれども、PCR検査をした結果陰性だと判明し、その結果10日間に短縮できたのかなという感じも

いたしますので、組合の職員体制を維持することの負担を軽減するためにもそうしたことが必要じゃないかと提案する訳であります、見解を伺います。

◎議 長（武田治敏）

伊豆原消防長。

○消防長（伊豆原正人）

職員全員に対してPCR検査を実施する予定は現在のところございません。今後においても同様の事案が発生した場合、保健所と協議し、指示を仰ぎ対応していきたいと考えております。

当消防本部としましては、今後も住民サービスの提供を維持するため、感染防止対策を最優先に取り組んでまいりたいと考えております。

◎議 長（武田治敏）

2 番、門原武志議員。

◇門原武志議員

恐らく、今の体制でも十分消防体制を維持できると、積極的にPCR検査をするという考えは無いというか、そこまで必要が無いというお考えだと思います。ただ、愛知県は高齢者施設等でのクラスター発生を予防するために、約3,200施設の高齢者施設等の職員、約9万人を対象に、新型コロナのスクリーニング検査を始めました。方法はPCR検査です。スクリーニングとは選別試験、ふるい分けのことで、症状が無い人やある特定の疾患の発生が懸念される集団を検査し、目標とする疾患の罹患者を発見することを目的とするもので、無症状者からの感染拡大が多い新型コロナウイルス感染症には早く実施すべきだったものだと私は考えています。幸い、消防職員の間の感染や、消防職員から救急搬送などで関係された方への感染は無いようですけれども、消防体制の維持のみならず、地域での感染リスクを減らすために、検査を増やすという貢献も必要ではないかと思えます。ワクチン接種も先が見通せない中でも、常日頃の手洗いや消毒に加え、検査数を増やすことで感染拡大を防ぐことが必要ではないかと思えます。

また、幸いこれまでの事例では保健所の指示で、濃厚接触者でなくても陽性検査が受けられましたけれども、柔軟に検査体制と検査回数を増やすことの検討が必要ではないかとの意見を申し上げまして、私の一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

◎議 長（武田治敏）

以上で、一般質問を終わります。

◎議 長（武田治敏）

日程第 6、報告第 1 号、専決処分事項の報告についてを議題とします。

報告の説明を求めます。

村瀬次長兼日進消防署長。

○次長兼日進消防署長（村瀬元康）

次長兼日進消防署長、村瀬。

報告第 1 号、専決処分事項の報告について。この報告は、地方自治法第 180 条第 1 項の規定に基づき、損害賠償の額を専決いたしましたので、同条第 2 項の規定により議会に報告するものでございます。

次のページの専決第 1 号をお願いします。損害賠償額は、1 万 9,800 円です。事故の概要は、令和 3 年 1 月 7 日、日進市栄三丁目地内で発生いたしました救急事案に出動した救急車が、出動先の敷地内で車両を停車させた際に、マンホールを踏み破損させたものです。過失割合は当組合が 100% ですので全額です。大変申し訳ありませんでした。報告第 1 号の説明は以上です。

◎議 長（武田治敏）

報告は終わりました。

ただ今の報告について、質疑はありませんか。

◇各議員（発言なし）

◎議 長（武田治敏）

質疑なしと認めます。

これをもって、報告第 1 号、専決処分事項の報告については終了します。

◎議 長（武田治敏）

日程第 7、議案第 1 号、尾三消防組合特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

議案の説明を求めます。

近藤総務課長。

○総務課長（近藤恒明）

総務課長、近藤。

議案第 1 号、尾三消防組合特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についてご説明させていただきます。この案を提出しますのは、内国旅行の日当廃止に伴い、改正する必要があるからです。

2 ページはねていただいて、新旧対照表をご覧ください。議員視察研修におきまして、同行する正副管理者に対しまして旅費を支給しておりますが、内国旅行の日

当廃止に伴いまして、第4条第2項と別表第2から日当を削るものです。

附則としまして、この条例は、令和3年4月1日から施行するものです。

以上で議案第1号の説明を終わります。

◎議長（武田治敏）

ありがとうございました。

議案第1号につきましては、事前に質疑の通告がございましたので、これより討論に入ります。

議案第1号に対する反対討論の発言を許します。

次に、賛成討論の発言を許します。

ありませんので、これをもって討論を終結します。

これより、採決をいたします。

議案第1号、尾三消防組合特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例については、原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

○各議員（起立全員）

◎議長（武田治敏）

起立全員であります。

よって、議案第1号は原案のとおり可決されました。

◎議長（武田治敏）

日程第8、議案第2号、尾三消防組合証人等の実費弁償に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

議案の説明を求めます。

近藤総務課長。

○総務課長（近藤恒明）

総務課長、近藤。

議案第2号、尾三消防組合証人等の実費弁償に関する条例の一部を改正する条例についてご説明させていただきます。この案を提出しますのは、内国旅行の日当廃止に伴い、実費弁償の額を規定するため、改正する必要があるからです。

2ページはねていただいて、新旧対照表をご覧ください。実費弁償は、議会が当組合の事務に関する調査のため出頭した者、予算その他重要な議案について公聴会を開いた時に参加した者、当組合の事務に関する調査又は審査のため参考人として出頭した者、監査委員の要求に応じて出頭した者などに対しまして、別表により実費弁償を支給することと規定されておりますが、内国旅行の日当廃止に伴いまして、第3条を改め、実費弁償の額を本則中に規定し、これまで規定されていた別表を削

るものです。

附則としまして、この条例は、令和３年４月１日から施行するものです。

以上で議案第２号の説明を終わります。

◎議長（武田治敏）

ありがとうございました。

議案第２号につきましては、事前に質疑の通告がございませんでしたので、これより討論に入ります。

議案第２号に対する反対討論の発言を許します。

次に、賛成討論の発言を許します。

無いようですので、これをもって討論を終結します。

これより、採決をいたします。

議案第２号、尾三消防組合証人等の実費弁償に関する条例の一部を改正する条例については、原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

○各議員（起立全員）

◎議長（武田治敏）

起立全員であります。

よって、議案第２号は原案のとおり可決されました。

◎議長（武田治敏）

日程第９、議案第３号、尾三消防組合職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

議案の説明を求めます。

近藤総務課長。

○総務課長（近藤恒明）

総務課長、近藤。

議案第３号、尾三消防組合職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例についてご説明させていただきます。この案を提出しますのは、内国旅行の日当廃止に伴い、改正する必要があるからです。

２ページはねていただいて、新旧対照表をご覧ください。本改正は日当と日額旅費を廃止するほか、その他所要の整備を行うものです。

第２条第３項は、在勤地の定義を尾三消防組合管轄区域内に改めるものです。旅費法の在勤地は、在勤官署から８キロメートル以内とされていますが、当組合の管内全体を在勤地として規定するものです。

第６条第６項は、内国旅行の日当廃止に伴い、外国を加えるものです。

同条第１５項は、日額旅費の規定を削るものです。

第16条の日当の規定は、旅費条例の条文が多いこと、また、引用している条例等が、多数あることから、形骸を残す形で削除いたします。

2ページをご覧ください。

第18条の3、第18条の4第1項は、日当を削るものです。

第19条の日額旅費、1枚おめくりいただきまして、3ページの第20条、在勤地内旅行の旅費は、第16条と同様、形骸を残して削除するものです。

次に4ページの第21条第1項第2号と同条第2項は、日当に係る規定を削るものです。第28条第1項と第3項は、食卓料の規定について、整理するため所要の整備を行い、同条第4項は、日当に係る規定を削り、同条第3項とするものです。

別表第1は、本則に規定している内国旅行の日当廃止に伴い、引用条文、見出し、別表から日当に係る規定を削るものです。

附則としまして、この条例は、令和3年4月1日から施行するものです。

以上で議案第3号の説明を終わります。

◎議長（武田治敏）

ありがとうございました。

これより、議案第3号に対する質疑を許します。

議会運営に関する申し合わせ事項により、質疑時間は15分以内とし、質疑回数は制限ないものとします。また、関連質問は認めないこととします。

それでは、通告がありましたので、質疑を許します。

9番、ふじえ真理子議員。

◇ふじえ真理子 議員

はい。議案第3号、尾三消防組合職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例についてお聞きします。質疑事項、第6条第6項に、日当は外国旅行中の日数に応じ、1日当たりの定額により支給すると書いてあります。今回、国内、内国の旅行の日当廃止に伴い、条例改正するものですが、外国を加えた必要性和その理由についてお答え願います。

◎議長（武田治敏）

ただ今の、ふじえ真理子議員の質疑に対する答弁者。

近藤総務課長。

○総務課長（近藤恒明）

総務課長、近藤。

ただ今の、外国を加えた必要性和その理由はということでございますが、尾三消防組合職員の旅費に関する条例には、内国旅行及び外国旅行において必要となる旅費を規定しています。今回の改正では、内国旅行における日当を廃止いたしますので、内国も外国も含めて規定している第6条第6項に外国を加え、外国旅行のみの

支給に限定するものです。

◎議 長（武田治敏）

9 番、ふじえ真理子議員。

◇ふじえ真理子議員

一つお尋ねしたいのですが、今後、外国への出張、旅行、研修の予定はあるのでしょうか。そういった想定はされていますでしょうか。

◎議 長（武田治敏）

近藤総務課長。

○総務課長（近藤恒明）

今後、外国旅行、日当を支給する場面があるかというお尋ねでございますが、ここ数年来はそういった外国へ向けた、研修等の案内はございませんので、見込みは無いということで認識いたしております。

◎議 長（武田治敏）

以上で議案に対する質疑を終わります。

これより討論に入ります。

議案第 3 号に対する反対討論の発言を許します。

次に、賛成討論の発言を許します。

9 番、ふじえ真理子議員。

◇ふじえ真理子議員

賛成の立場です。外国をわざわざ加えるというのか、残すというのか、理由がはっきりしないと感じる訳ですが、数年経ってみても必要無いようであれば、外国も無くしてもどうかと思います。国内での日当廃止については賛同できますので、議案については賛成といたします。以上です。

◎議 長（武田治敏）

これをもって、討論を終結します。

これより、採決をいたします。

議案第 3 号、尾三消防組合職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例については、原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

○各議員（起立全員）

◎議長（武田治敏）

起立全員であります。

よって、議案第3号は原案のとおり可決されました。

◎議長（武田治敏）

日程第10、議案第4号、尾三消防組合火災予防条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

議案の説明を求めます。

山田次長兼予防課長。

○次長兼予防課長（山田孝明）

次長兼予防課長、山田。

議案第4号、尾三消防組合火災予防条例の一部を改正する条例について説明させていただきます。本改正は、対象火気設備等にかかる省令の一部を改正する省令におきまして、急速充電設備の出力上限が拡大され、併せて火災予防上必要な措置の見直しが行われたことに伴い、改正する必要があるからであります。

3ページはねていただいて、新旧対照表をご覧ください。主な改正点について説明いたします。

第3条関係は、燃料を燃焼に字句を改めました。

第8条の3関係は、第44条の第10号に急速充電設備の届出義務を加えたことにより、燃料電池発電設備が1号繰り下がり、第11号となるものであります。

第11条の2第1項関係は、急速充電設備の全出力の上限を50キロワットから200キロワットに拡大し、さらには、出力の上限を拡大したことに伴い、急速充電設備の位置、構造、管理に関して、火災予防上必要な措置を加えました。

第17条関係は、見出し及び同条中の充てんを漢字に改めました。

第44条関係は、50キロワットを超える急速充電設備について、消防長への届出義務を加えました。

改正文の2ページにお戻りください。附則の1は、施行日を令和3年4月1日といたします。2は、経過措置として、改正条例の施行時点ですでに設置または設置の工事中の急速充電設備につきましては、改正前の同設備に関する基準を適用するものであります。

議案第4号、尾三消防組合火災予防条例の一部を改正する条例の説明は以上です。

◎議長（武田治敏）

ありがとうございました。

それでは、通告がありましたので、質疑を許します。

9番、ふじえ真理子議員。

◇ふじえ真理子 議員

はい。議案第4号、尾三消防組合火災予防条例の一部を改正する条例についてお尋ねします。急速充電設備と火災予防上必要な措置の見直しについてです。2030年代にガソリン車を無くしていくような国の動きもある中、電気自動車などが今後、普及していくだろうと。今後、高出力で急速に充電できる設備が普及することが予測できるため、今回、火災予防上の安全のため、条例の一部改正をするものだと理解しています。一方で便利になる訳ですが、危険性もあるのかなということで、少し知っておきたくて質問いたします。要旨1、全出力が50キロワットを超える急速充電設備には、どのような危険性、現象が考えられるのか、構造的なことも含めてお答えください。

◎議 長（武田治敏）

ただ今の、ふじえ真理子議員の質疑に対する答弁者。

山田次長兼予防課長。

○次長兼予防課長（山田孝明）

急速充電設備の高出力化に伴い、充電ケーブルが重くなり、取り扱い時に誤って落下させ受傷すること。充電ケーブルが経年劣化や外力により損傷し、液漏れにより漏電し、感電すること。液体を利用する冷却方式の充電ケーブルの場合、液漏れにより充電ケーブルが過熱され火傷などをすることが考えられます。これらに対応するため、新たに安全措置等を講ずるよう、火災予防条例の一部を改正するものです。以上です。

◎議 長（武田治敏）

9番、ふじえ真理子議員。

◇ふじえ真理子 議員

確認なのですが、現時点において、すでに全出力50キロワットを超える急速充電設備があるのか無いのか、あれば何カ所あるのか。把握されていましたらお答えください。また、この設備点検というのは、何年ごとに行われるのでしょうか。

◎議 長（武田治敏）

山田次長兼予防課長。

○次長兼予防課長（山田孝明）

現在のところ、管内には50キロワットを超える急速充電設備の設置はございません。また、設備の点検については経済産業省が所管いたします電気事業法等に定められておりますので、消防機関の管轄外となりますので、把握はしていません。以上です。

◎議 長（武田治敏）

以上で議案に対する質疑を終わります。

これより討論に入ります。

議案第４号に対する反対討論の発言を許します。

次に、賛成討論の発言を許します。

これをもって、討論を終結します。

これより、採決をいたします。

議案第４号、尾三消防組合火災予防条例の一部を改正する条例については、原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

○各議員（起立全員）

◎議 長（武田治敏）

起立全員であります。

よって、議案第４号は原案のとおり可決されました。

◎議 長（武田治敏）

日程第１１、議案第５号、令和２年度尾三消防組合一般会計補正予算（第３号）についてを議題とします。

議案の説明を求めます。

近藤総務課長。

○総務課長（近藤恒明）

総務課長、近藤。

議案第５号、令和２年度尾三消防組合一般会計補正予算（第３号）について、ご説明させていただきます。

補正予算書の３ページ及び４ページをご覧ください。

第１表の歳入歳出予算補正は、歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ７８０万７千円を減額し、予算の総額を３６億７,１２３万円とするものです。

５ページをご覧ください。

第２表の地方債補正は、今年度整備した化学消防自動車について、当初３,４００万円の借り入れを予定しておりましたが、今年度の事業費の確定、若しくは確定見込みにより、執行残となる経費を地方債に充てることにより、借入する金額を１,３２０万円減額するものです。

続いて、歳入の主な内容について、ご説明させていただきます。１２、１３ページをご覧ください。

款２項２目１、手数料は、危険物関連事業所からの申請に伴う手数料が当初の見込みより少なかったことによる減額です。

款５項１目１、財産貸付収入は、自動販売機設置に伴う庁舎等賃借料でございま

して、令和2年6月から3年の長期契約の入札結果により増額となったものです。

款9項1目1、諸収入は、当初見込んでいた職位よりも高い職員を構成市町へ派遣したことにより、増額となったものです。

款10項1目1、地方債は、第2表の地方債補正でご説明したとおり、借入する金額の減額によるものです。

歳入は以上で、次に歳出の説明をさせていただきます。

14 ページから歳出となりますが、款2、総務費、款3、消防費の減額は、新型コロナウイルス感染症の影響で研修事業、訓練、行事等が開催されなかったことによる時間外勤務手当及び休日勤務手当の減額、救急車をご寄附いただいたことに伴います車両整備事業費の減額、その他事業費の確定による実績又は実績見込みに伴う減額が主なものです。

16、17 ページの款2項1目4、財産管理費の節24、積立金は、歳出の減額分から地方債に充てることとした経費を差し引いて財政調整基金に積み立てるものです。

20、21 ページの款4項1目1、元金及び目2、利子は、令和元年度に整備した車両2台の起債を取りやめたことに伴う元金及び利子の減額が主なものです。

以上で議案第5号の説明を終わります。

◎議長（武田治敏）

ありがとうございました。

議案第5号につきましては、事前に質疑の通告がございましたので、これより討論に入ります。

議案第5号に対する反対討論の発言を許します。

次に、賛成討論の発言を許します。

これをもって、討論を終結します。

これより、採決をいたします。

議案第5号、令和2年度尾三消防組一般会計補正予算（第3号）については、原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

○各議員（起立全員）

◎議長（武田治敏）

起立全員であります。

よって、議案第5号は原案のとおり可決されました。

◎議長（武田治敏）

日程第12、議案第6号、令和3年度尾三消防組一般会計予算についてを議題とします。

議案の説明を求めます。

近藤総務課長。

○総務課長（近藤恒明）

総務課長、近藤。

議案第6号、令和3年度尾三消防組合一般会計予算について、ご説明させていただきます。

予算書2ページからの第1表、歳入歳出予算をご覧ください。

歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ37億9,856万9千円で、前年比104.93%、額として1億7,835万7千円の増額です。増額した内容は、人事管理費の給料で907万2千円、消防費の備品購入費で1億2,500万円、指令費の委託料で1,346万7千円、予備費の1,500万円が主なものとなります。

5ページをお願いします。

第2表の地方債は、救助工作車と水槽付消防ポンプ自動車、2台分で限度額8,500万円を予定いたしております。

次に、歳入の主な内容をご説明させていただきます。

12、13ページをお願いします。

款1項1目1、分担金は、消防組織法第8条の規定に基づき、消防に要する費用として、各構成市町が負担する分担金で、総額34億8,426万3千円をお願いするものであります。歳入歳出予算の総額は増額していますが、分担金は構成市町からの通知に基づき、財政調整基金を繰り入れることにより、前年比1,696万8千円の減額となりました。

款3項1目1、国庫補助金は、救助工作車と救急車、2台分の補助金です。

款7項1目1、繰入金は、分担金の減額に伴い、財政調整基金から繰り入れるもので、前年比9,515万3千円の増額です。

款8項1目1、繰越金も、分担金の減額に伴い繰越金を2千万円見込むもので、前年比1,999万9千円の増額です。

款10項1目1、地方債は、先ほど第2表でご説明した2台分の起債です。

次に、歳出の主な内容をご説明させていただきます。18、19ページをお願いします。

款1項1目1、議会費は、組合議会の開催、運営に要する経費です。

款2項1目1、一般管理費は、事務用機器や電算システムの運用管理、上部団体負担金など、渉外などに要する経費で、前年とほぼ同程度です。

20、21ページをお願いします。

目2、人事管理費は、職員の給与や手当、共済、人材育成などに要する経費で、令和3年度の職員数は333名、再任用職員の数2名増の16名を予定しており、295万9千円の増額です。

24、25ページをお願いします。

目4、財産管理費は、この尾三消防組合の施設、設備の改修、修繕、維持管理業務の委託、光熱水費及び総務課で発注する各消防署所の修繕などに要する経費で、

前年に個別施設計画策定業務と東郷消防署のルーバーフェンス設置工事が完了していますので、1,353万円の減額となります。

26、27 ページをお願いします。

款3項1目1、消防費は、災害現場での隊員の安全を確保したうえで、効率的で効果的な活動ができるよう、消防車両等の点検及び各種資機材の更新、並びに救急救命士の養成及び各再教育等を実施し、増加傾向にあります救急需要をはじめ、消防需要全般に対応するための経費です。

28、29 ページをお願いします。

節17、備品購入費の車両整備事業2億5,700万円の内訳ですが、特別消防隊に配備する救助工作車が1億3,500万円、みよし南出張所に配備する水槽付消防ポンプ自動車が5,500万円、日進消防署とみよし南出張所に配備する救急車が2台分で6,400万円、日進消防署に配備する予防連絡車が300万円です。

目2、予防費は、幼年、少年消防クラブ員の育成、住宅用火災警報知器等の設置及び維持管理の促進、高齢者世帯の防火対策、火災予防運動や放火防止対策、事業所向けの危険物安全対策などの事業を進めていく経費です。

火災予防対策としては、住民にとって分かりやすく、実効性のある火災予防啓発に取り組むことを目的にSNSを活用するほか、少年消防クラブ員として消防署で1泊する防火活動体験、高齢者を対象とした防火、防災講演会を構成市町の協力を得ながら開催する予定です。

30、31 ページをお願いします。

目3、指令費は、119番を受信するとともに、デジタル無線で出動中の消防隊や、救急隊と情報共有する高機能消防指令システムを、常に正常稼働させるための経費です。

32、33 ページをお願いします。

節12、委託料の指令施設保守委託料は、令和元年度に実施したオーバーホールによる保守料の減額期間が終了しますので、それに伴い716万2千円の増額、また、みよし市、長久手市、東郷町において町丁名変更、区画整理等による地名変更がされることに伴い、指令システムを更新する必要がありますので、指令システム住所プログラム変更委託料として591万5千円を計上しています。

目4、特別消防隊費から40、41ページの目12、長久手消防署費までは、節10、需用費、節11、役務費、節12、委託料、節13、使用料及び賃借料、節15、原材料費を計上しておりますが、いずれも、各消防署所の施設、設備の維持管理や、各種訓練に要する経常経費となっております。

40、41 ページをお願いします。

款4、公債費は、借入金の返済に充てるもので、旧公債費分は元金、利子ともに3本ずつ、広域化後の新公債費分は元金を3本、利子を6本、計上しています。

款5、予備費は、新型コロナウイルス感染症対策など、予見し難い将来の状況変化から生ずる財政需要に備えて1,500万円を増額し、2千万円を計上しています。

42 ページから 45 ページまでは、令和3年度と前年度の当初予算における給料、

手当などの比較や明細の資料となっております。

46 ページをお願いします。

消防救急デジタル無線談合に伴う、損害賠償請求訴訟の弁護士委託料についての債務負担行為です。

47 ページをお願いします。

款 4、公債費の元金残高の推移と、令和 3 年度末の残高見込みです。

以上で議案第 6 号の説明を終わります。

◎議 長（武田治敏）

ありがとうございました。

それでは、通告がありましたので、質疑を許します。

9 番、ふじえ真理子議員。

◇ふじえ真理子議員

はい。議案第 6 号、令和 3 年度尾三消防組合一般会計予算について、大きく 4 点質問してまいります。1 点目、予算書の 19 ページにあります、款 2 項 1 目 1 節 12 の委託料についてお尋ねします。昨年度はこの欄に、出初式会場設営委託料 50 万円がありましたが、今回これが無くなっております。コロナ等の関係があるのか、無くした理由をお願いいたします。

◎議 長（武田治敏）

ただ今の ふじえ真理子議員の質疑に対する答弁者。

近藤総務課長。

○総務課長（近藤恒明）

総務課長、近藤。

こちらの委託料 50 万円を無くした理由につきましては、出初式の式典の開催場所を屋外から屋内に変更したことに伴いまして、テント、看板、机、音響設備等の設営を業者に委託する必要がなくなりましたので、皆減したものです。

◎議 長（武田治敏）

9 番、ふじえ真理子議員。

◇ふじえ真理子議員

確認なのですが、コロナとは関係無く、屋内で今後やっていくという理解でよろしいでしょうか。

◎議 長（武田治敏）

近藤総務課長。

○総務課長（近藤恒明）

昨年、室内に式典を移動して実施しましたところ、屋外の寒いところでやるよりも、屋内の方が良いのではないかとということで、内部で協議をいたしまして、屋外の式典を取りやめたということをございまして、特段コロナということではなく、今後も屋内の方が良いのではないかとすることがその理由となっております。

◎議 長（武田治敏）

9 番、ふじえ真理子議員。

◇ふじえ真理子議員

質問の 2 点目です。予算書の 21 ページにあります、款 2 項 1 目 2 節 2、職員の給料 12 億 6,419 万 8,000 円と再任用職員の給料 2,940 万円についてお尋ねします。先ほどのような説明にもありました、職員給料 333 名分ということですが、前年度比 539 万 7,000 円増額されています。その理由と、再任用職員が 2 名増えて 16 名という説明でしたが、増えた理由をお願いいたします。

◎議 長（武田治敏）

近藤総務課長。

○総務課長（近藤恒明）

総務課長、近藤。

1 点目の職員給料の増額理由ですが、令和 2 年度退職者 8 名に対しまして、令和 3 年度新規採用職員は 7 名ですので、新陳代謝で減額となりますが、定期昇給及び昇任試験による昇任、昇格者の見込みに加え、昨年度計上しておりませんでした育児休業職員 1 名が令和 3 年度より復帰することとなりましたので、そうした影響により増額となったものです。

2 点目の再任用職員のご質問ですが、再任用職員 2 名増の理由は、令和 2 年度で任期が満了する職員 2 名に対しまして、令和 3 年度は新たに 4 名の職員が再任用を希望したことにより 2 名増となったもので、職員が定年退職後の生活に不安を覚えることなく職務に専念できるよう、雇用と年金との連携を図るとともに、長年培った能力・経験を有効に発揮できるようにするという再任用制度の趣旨から、任命権者はできる限り希望者を再任用するよう努めるものです。

これにより、令和 3 年度は任期を更新した職員を含めまして、16 名の再任用職員となります。以上です。

◎議 長（武田治敏）

9 番、ふじえ真理子議員。

◇ふじえ真理子議員

3 点目に移ります。予算書 23 ページにあります、款 2 項 1 目 2 節 12 の委託料の中の、B 型肝炎等予防接種委託料 255 万 7,000 円についてです。今申し上げた委託料が前年度と比べて約 2 倍増となっていますがその理由と、救急隊員の安全確保ということで、感染防止策のための抗体検査の実施状況、また来年度予算には何人分を想定しているのでしょうか。

◎議 長（武田治敏）

近藤総務課長。

○総務課長（近藤恒明）

これまで救急救命士養成者のみに実施していた感染 4 種、麻疹、風疹、水痘、流行性耳下腺炎の抗体検査を、救急隊員の感染症対策として、令和 3 年度からは救急隊員に拡大して実施いたしますので、その影響により増額となったものです。

令和 2 年度における抗体検査の実施状況ですが、B 型肝炎は交替制勤務職員の 260 名、感染 4 種は救急救命士養成者の 4 名です。令和 3 年度の抗体検査は、B 型肝炎を 261 名、感染 4 種を 115 名と見込んでいます。

◎議 長（武田治敏）

9 番、ふじえ真理子議員。

◇ふじえ真理子議員

最後の 4 点目に移りますが、予算書の 31 ページにあります、款 3 項 1 目 2 節 13 の使用料及び賃借料の中の、SNS 使用料 90 万 2 千円についてお聞きします。先月、2 月から始まりました尾三消防組合公式 LINE であります。昨年 12 月の定例会で、SNS を活用することにより事業費が削減できるとの説明がありましたが、新年度予算では具体的にどの事業費の削減に反映されているのでしょうか。

◎議 長（武田治敏）

山田次長兼予防課長。

○次長兼予防課長（山田孝明）

次長兼予防課長、山田。

今回の一般会計予算案におきまして、総務費の内、女性活躍推進に係る事業、予防費の内、火災予防運動に係る事業及び消防フェスタなどのイベント等における広報物等の削減により、総額で 38 万 3,550 円削減しております。以上です。

◎議 長（武田治敏）

9 番、ふじえ真理子議員。

◇ふじえ真理子議員

女性活躍推進に係る事業についてもう少し詳しくお聞きしたいのと、同じく 12 月定例会のときに、人件費の削減も触れられていましたが、具体的な内容がわかりましたらお願いいたします。

◎議 長（武田治敏）

山田次長兼予防課長。

○次長兼予防課長（山田孝明）

S N S の活用により、女性活躍推進に係る広報事業のポスター作成費及び郵送料の削減となります。また、アンケート調査や集計業務などのデジタル化により、ペーパーレスが進むため、消耗品の削減及び人的な業務負担の軽減から人件費の削減が見込まれます。以上です。

◎議 長（武田治敏）

9 番、ふじえ真理子議員。

◇ふじえ真理子議員

最後になります。L I N E に関してなのですが、委託先である中国の関連会社から、サーバー内の利用者個人情報閲覧可能な状態になっていたとの一部報道を目にしております。尾三消防組合公式 L I N E に影響があるのか、無いのか、あるならどういった対応をとっているのかをお答え願います。

◎議 長（武田治敏）

山田次長兼予防課長。

○次長兼予防課長（山田孝明）

当組合が使用しております L I N E の配信、運用、管理などのサポートツールのサーバーは、今回報道されておりますサーバーとは別のものであるため、情報が流出することはないと契約業者から報告を受けておりますので、現在の運用には影響ないものと考えております。以上です。

◎議 長（武田治敏）

以上で議案に対する質疑を終わります。

これより討論に入ります。

議案第 6 号に対する反対討論の発言を許します。

次に、賛成討論の発言を許します。

これをもって、討論を終結します。

これより、採決をいたします。

議案第6号、令和3年度尾三消防組合一般会計予算については、原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

○各議員（起立全員）

◎議長（武田治敏）

起立全員であります。

よって、議案第6号は原案のとおり可決されました。

◎議長（武田治敏）

これを持ちまして、定例会に付されました議案の審議は終了しました。

ここでお諮りします。

今議会において、議決されました議案の条項、字句、数字、その他整理を要するものについては、その整理を議長に委任されたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

◇各議員

異議なし。

◎議長（武田治敏）

異議なしと認めます。

よって、条項、字句、数字、その他整理を要するものについては、その整理を議長に委任することと決定しました。

◎議長（武田治敏）

日程第13、管理者あいさつ。

井俣憲治管理者。

○管理者（井俣憲治）

閉会にあたり、一言ごあいさつ申し上げます。先ほどは、上程いたしました議案につきまして、慎重にご審議を賜り、原案どおりご議決をいただきましたことに対しまして、厚く御礼申し上げます。議決をいただきました令和3年度予算につきましては、適切な執行を行うとともに、効率の良い消防行政を推進してまいりますので、今後も尾三消防組合の運営につきまして、より一層のご指導を頂きますようよろしくお願い申し上げます。

さて、令和2年度もいよいよ大詰めとなってまいりました。この一年、議員の皆さま方におかれましては、各般にわたりご指導を賜り、各事業を滞りなく遂行できましたことに対しまして、改めて御礼申し上げるところでございます。

終わりになりますが、議員の皆さま方におかれましては、健康管理に十分ご留意

いただき、ますますご活躍されますようご期待申し上げまして、閉会のごあいさつとさせていただきます。本日はありがとうございました。

◎議 長（武田治敏）

閉会にあたり、私からもごあいさつを申し上げます。先程は、本議会に提出されました議案の慎重なご審議いただき、そして議会の進行につきましてもご協力をいただき、厚く御礼申し上げます。井俣管理者をはじめ、当局の皆さまには、議決しました議案の適切な執行をお願いします。

皆さま方からのご支援とご協力を賜り、この1年間、尾三消防組合議会議長の要職を務め上げることができました。心より感謝を申し上げます。議員各位におかれましては、引き続き、消防行政推進にご尽力いただきますことをお願い申し上げまして、閉会のごあいさつとさせていただきます。ありがとうございました。

◎議 長（武田治敏）

これをもちまして、令和3年3月尾三消防組合議会定例会を閉会いたします。
本日は、大変ありがとうございました。

（午前11時16分 閉会）

上記議事録が正確であることを署名する。

令和3年3月25日

議長

武田 治敏

議事録署名者

加藤 孝久

議事録署名者

加藤 孝久